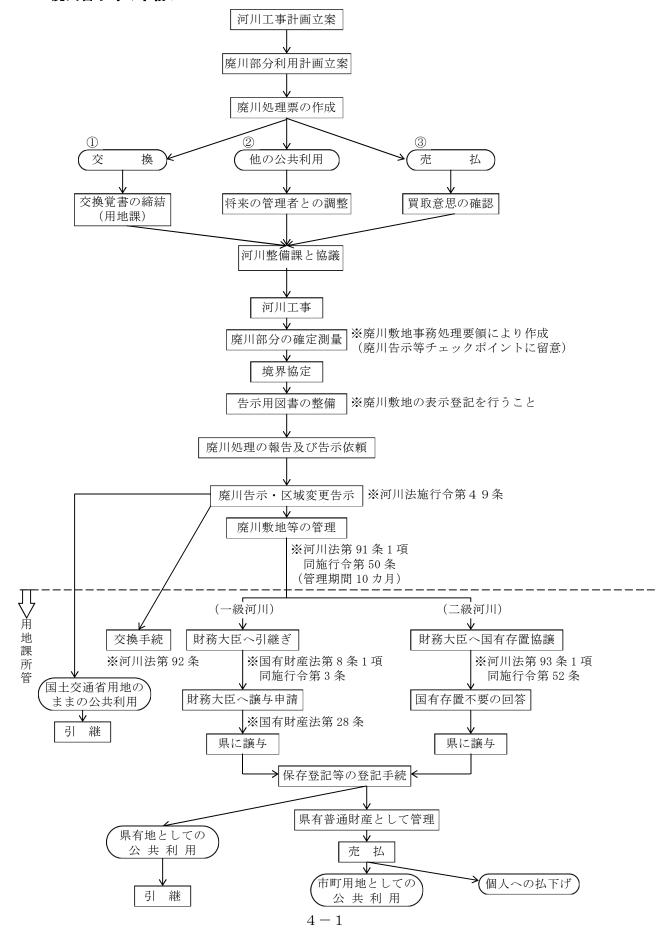
# 第4章 廃川処理事務

# 1 廃川告示等の事務フロー



ここでは、河川工事等により不要となる河川敷地の処理(取扱)について、その事務処理 も含めて説明します。

# 2 廃川敷地の定義

河川区域の変更または廃止 (河川の機能喪失) により、従前河川区域内の土地または河川 管理施設であったものが、その実体を失ない、または管理する必要がなくなったもののうち 国有であるもの (法第91条1項) を廃川敷地等といいます。

廃川敷地は、おおむね次のような場合に生じます。

- ① 河川の付け替え
- ② ショート・カット工事による流路の変更
- ③ 河幅を狭める場合
- ④ 自然の流路の変更

# 3 廃川敷地等の公示

河川区域の変更または廃止により、廃川敷地等が生じたときは、従前当該河川を管理していた者(河川管理者)は、省令で定めるところにより、その旨を公示しなければなりません(政令第49条)が、従前から廃川敷地の処分が遅れがちとなり、不法占拠や境界紛争など河川管理上幾多の問題を生ずる原因となっているので、早急に公示事務を進める必要があります。

(注) この場合、従前河川を管理していた者とは、次のとおりである。

一級河川の直轄管理区間 ---- 地方整備局長ッ 知事管理区間 ---- 知事二級河川 ----- 知事準用河川 ----- 市町長

# 【参考】旧河川法における廃川告示

旧河川法においても河川敷地の公用を廃止した場合は、廃川敷地について告示することとされています(旧法第44条、旧河川敷地処分令第3条)が、旧法第5条に基づく「準用河川」については、旧法第44条の規定が準用されない(旧河川法準用令第2条)ため、廃川告示が行われていません。旧河川法(~昭和40年)における<u>廃</u>川告示の対象は旧法に基づく河川だけであり、当時の<u>準用河川では廃川告示が行われていません</u>ので注意してください。

#### 4 廃川敷地等の管理

廃川敷地等は、従前当該河川を管理していたものが、公示後10ヵ月の間管理しなければなりません(法第91条1項、政令第50条)が、これは、公示により当該行政財産が、普通財産となるので、法第93条による譲与または国有財産法による財務省へ引継ぎの準備及び法第92条よる交換を行なうための期間が設けられたものであって、国有財産法の特例として、従前の河川管理者に管理させているものです。

この 10 ヵ月の管理は、整理のための管理ですから、原則として、新たな使用収益はさせないこととなり、また、従前からの使用関係は、この期間中に整理することとなります。ただし、やむを得ず継続させる必要がある場合は、10 ヵ月の限度において従前と同様の条件により使用収益させることができますが、この場合の管理に伴う収益(占用料等)は、なお従前どおり県の収入となります(法第 9 4 条)

# 5 廃川敷地として処分のできるもの

当該箇所が、廃川敷地として処分することが適当かどうかをあらかじめ決定するに際して は、下記によります。

- (1) 従前の河川区域内の土地または、当該河川管理施設であったものが、必ず国有であること。
- (2) 当該地が河川敷地として、その公用(必要)のないものであること。すなわち、河水の流れないことが要件である。たとえば、次のような場合は廃川するのではなく、河川敷地として存置することとなる。
  - ① 遊水地
  - ② 洪水が出た時に浸水する地域
  - ③ 近い将来に改良工事の予定されている地域
  - ④ 新川と旧川の接合簡所が堤防で完全に締切りされていない地域

#### 6 廃川敷地等のうち、河川敷地として存置するもの

従来河川敷地の公用廃止に際し、河川敷地として、堤防法尻より堤内側に存置する幅については、統一的基準がなく不揃いであったため、このようの不均衡を是正する必要から、河川局治水課において、公用廃止の申請があった場合の取扱方針が出されています(後述「9」を参照)ので、これを参考として廃川敷地の処理に係る事務を進めて下さい。

ただし、この通達の「(1)廃川敷地の取り方」においては、原則として、堤防法尻から、治水、利水上特に重要な区間について、5m以上、その他の区間では、3m以上河川敷として存置する旨の記載がありますが、理由なく存置した場合には、不正な使用を招くおそれもあることから、存置しなければならないときは、河川課と十分協議するようにしてください。

#### 7 廃川敷地の処理に係る事務手続き

廃川敷地の売払い、交換、公共利用用地への転用などを行うために、次のような事務を 行う必要があります。

(1) 廃川処理票の作成

この廃川処理票の作成は、災害復旧関連の事業を除いて、河川工事着手前に作成するもので、河川工事等で発生した廃川敷地をどのように処理するのか、県民局において方針を決定するために必要な事務手続きです。処理方針は、原則、一つの河川改修事業で発生する廃川敷地すべてについて作成するようにしてください。

ただし、やむを得ず箇所毎にしか処理できないものについては、事前に河川整備課と調整してください。

この廃川処理の方針決定の事務処理は、「河川敷用途廃止要領」に基づき、県民局で処理 方針案を作成し、同要領の廃川処理票(様式1)に必要な図書を添付して、河川整備課に 協議を行います。

#### (2) 廃川告示の依頼

廃川処理の方針が決定したあとは、河川法施行令第 49 条の規定に基づき兵庫県公報 により告示する必要があります。

告示については、河川整備課において事務処理を行いますが、それまでに事務所においては、下記のことについて作業をしておく必要があります。

- ① 廃川敷地を測量し廃川敷地の面積を確定(地積測量図の作成)した上で、当該廃川 敷地にかかる表示・保存登記を行う。
- ② 廃川敷地を隣接所有者等へ売り払う場合には、県が算定した額で売払いを受ける旨の文書(確約書)を作成する(文書には、本人に自筆で署名押印を求めること)。
- ③ 廃川敷地を新河川敷地等と交換する場合には、覚書(「11参考」を参照)を締結する。(覚書も本人に自筆で署名押印を求めること)。
- ④ 廃川敷地を道路法上の道路などに公共利用する場合には、当該公共利用を行う者(管理者)から、公共利用上の法的な処理を行い、引き継ぐ旨の文章を徴しておく

## 8 廃川敷地の処理の事務に必要な図書

(1) 廃川処理票の添付図書

提出部数: 1部

① 位置図 (廃川処理票の略図の箇所に貼付してもよい)

住宅地図等など既刊の書類で結構です。

新河川と廃川敷地の位置関係がわかるように作成してください。(状況が分かれば縮尺は問いません。)

② 平面図 (縮尺 1/500 から 1/1000 程度)

工事用図面を利用するなどし、廃川敷地の箇所を朱色で囲み、黄色で着色します。 なお、廃川箇所が複数箇所ある場合には、箇所毎に同様の処理をしてください。 また、箇所毎に記号等を付して廃川処理方針を廃川処理票に記載するようにして ください。

新河川と廃川敷地が相当離れている場合で、新河川と廃川敷地の位置関係を1枚の平面図に記載できない場合には、位置図にその旨記載するとともに廃川敷地だけの平面図を作成することになります。(新河川の平面図も参考に添付します。)

③ 横断図(縮尺 1/100 から 1/500 程度)

平面図と同様に廃川敷地の範囲を明確にした上で黄色で着色します。

④ 求積図(1/250程度)

既存のもの(法務局の地積測量図又は潰地丈量図等)があれば添付してください。 廃川処理票の段階で作成する必要はありません。(廃川処理票における面積は、プ ラニメーター(求積機)で算出したものでも可能) ⑤ 字限図

廃川敷地の特定又は近隣地番の特定に使用します。

- ⑥ 法務局備付資料
  - ・字限図のほか地積測量図、土地所在図で参考となるものの添付
  - ・廃川敷地の隣接地の土地調書(交換する場合には、交換する土地の調書)
- ⑦ 廃川敷地を含む現況写真その他参考となる資料
- ⑧ 工事関係図面等
- (2) 廃川処理の報告及び廃川告示の依頼の事務における添付図書

提出部数: <u>売払いの場合 3部(正1部、副2部)-(売払と交換が同時の場合含む</u> <u>交換のみの場合 1部(正1部)</u>

(ア) 廃川告示の事務は、河川整備課で行うことは前述のとおりですが、河川整備課ではこの事務を、県民局から<u>廃川処理の報告と廃川告示の依頼文書(後添:依頼文書</u>案)により行います。

基本的には、廃川処理票により協議した内容で報告及び告示依頼を受けるものですが廃川処理票の事務から廃川処理の報告及び告示の依頼までの間に、例えば、売払いの予定が公共利用に変更となった場合などには、再度、廃川処理票で変更の協議を行うのではなく、廃川処理の報告文章の中で、変更になった経緯又は理由を記載し事務処理を進めることとします。(「依頼文書案」参照)

(イ) 廃川処理の報告及び告示の依頼事務に必要な添付図書

添付すると図書は、基本的には、<u>廃川処理票の事務に必要な図書と同様のものに</u> 次の内容の図書を添付してください。

なお、平成14年度からは、告示案の添付は省略していただいて結構です。

- ① 土地登記簿謄本
  - ・廃川敷地に係るもの
  - ・売払いの場合:売払いを受ける者に係るもの(土地調書でも可)
  - ・交換の場合:河川に土地を提供する者に係るもの(土地調書でも可)
- ② 地積測量図(土地所在図を含む)
  - ・廃川敷地に係るもの
  - ・交換の場合の河川敷地として取得する土地に係るもの 分筆未了のものについては、交換で河川敷地となることが分かる書類
  - ・公共利用の用に供する土地に係るもの
- ③ 承諾書関係

買い受けの確約書、交換の覚書、又は公共利用の用に供する旨の文書等の書類

④ その他参考となる図書

廃川する範囲又は地番等を表記した写真など

#### (3) 参考通達

# 河川敷用途廃止要領の制定について (平成4年4月16日河第21号)

このたび、別添のとおり工事着手以前に事務所と河川課(現:河川整備課)の協議により廃川敷地の処理方針を定め、工事完了後、速やかに廃川処理の行えるよう、別添のとおり河川敷用途廃止要領が定められましたので、今後は本要領により処理されるよう依頼します。

なお、廃川告示のための図書の作成については、昭和41年9月10日付川第378号 「廃川敷地等事務処理要領」により処理願います。

また、本要領の各条項の主旨は以下のとおりです。

記

1 第2の1の処理区分について

まず、旧川敷地の処理にあたって環境整備・親水的利用により河川利用ができないか検討のこと。処理方針の検討については、河川利用→交換→県の公共利用→市町の公共利用→隣接者への売り払いの順に検討するものとし、代替地としての保存は、形式的に河川利用するか、杭・番線で囲って県有地としてください。

また、県・市町の公共利用のうち、道路利用については建設省(現:国土交通省)名 義のまま土地利用できますが、その他の公共利用は、一旦県名義としてから売り払いの 後、利用するものとしてください。

- 2 旧川敷地の利用が処理区分の複数にわたるときは、残地形状も考慮して位置・形状・ 面積等合理的な全体処理計画を立てるものとし、他の公共利用の都合だけで処理方針を 立てないようにしてください。
- 3 別紙様式1の廃川処理票は、経過措置を除き毎年度の予算要望ヒアリング時に各箇所 について作成の上、第2の2を終了したものを提出してください。
- 4 事務所においては、経過措置を除き、起案者は工事担当者とし、必ず管理担当課長に合議(交換により処理するものは用地課長も)して下さい。
- 5 河川課(現:河川整備課)の協議窓口は、管理係(現:事務班管理担当)であり、管理係から事業担当係長(処理に際して工事・測量に県単独河川工事費を必要とするものは維持災害係長(現:企画整備班又は維持防災班の班長・主幹)も)に協議することとします。
- 6 工事完了後は、事務所・河川課(現:河川整備課)ともこの処理票をもとに監査資料 を作成するものとし、事務所の管理担当課で処理を積極的に行ってください。
- 7 第3の「土地交換覚書」は工事着手前に土木部用地課用地係に覚書の案を事務所から 進達し、知事名で覚書を締結します。

(現在は事務所において県民局長等名で覚書を締結します。)

8 交換処理は廃川告示の翌日に交換できますが、売り払いの場合は 10 ヶ月の管理期間 を経てから大蔵省(現:財務省)に存置協議・引継ぎのうえ、国の利用がない場合に従 前の管理者である県が譲与を受けて、県名義としてからとなるので、かなりの日時を要することを関係先に十分了知させて下さい。

# 河川敷用途廃止要領

(目的)

第1 この要領は県の管理する河川の工事に伴い、廃川となる土地の処理について、その手続き及び方法を定めることにより、事務処理の責任の所在を明確にし、合理的かつ能率的に処理することを目的とする。

#### (事務計画時の調整)

第2 土木事務所等の長(以下「所長」という。)は河川改修事業を計画しようとするときは、河川工事により生じる旧川敷地の処理計画を立て次の区分に従い、当該関係者と事前協議を 行うものとする。

処理区分 (1) 新河川敷に必要な土地との交換

- (2) 県の公共利用
- (3) 市町の公共利用
- (4) 隣接土地所有者等への売り払い
- (5) 所有権の制限解除(旧川敷地が国有地でない場合)
- 2 所長は、前項の事前協議を完了したときは別紙様式1の廃川処理票に協議結果を記載し、 関係者の押印のうえ、写しを保管し、原本を河川課長に送付するものとする。
- 3 河川課長は、前項の廃川処理票の送付を受けたときは、その処理方針を決定するものとする。
- 4 河川課長は、前項の決定の内容を廃川処理票原本に記載し、写しを保管し、原本を所長に送付するものとする。
- 5 所長は、前項の送付に基づき関係者と最終協議を行い、その結果を廃川処理票原本に記載し、写しを河川課長に送付するものとする。
- 8 所長は、河川工事終了後遅滞なく前項の廃川処理票の方針どおり、昭和41年9月10日河 第378号「廃川敷地等事務処理要領」に基づいて廃川告示に必要な事務処理を行うものとす る。

(交換する場合の処理)

第3 河川法第92条の規定により新たに河川区域となる土地と交換しようとするものについては、昭和52年5月12日付用第163号に定めるところによる。

(売り払いの場合の処理)

- 第4 市町や隣接土地所有者等に売り払う場合は、相当の日時を要することとなるため、次の 点を本要領第2の協議に際して確認しておくこととする。
  - (1) 売り払いの時期は二級河川で廃川告示後約1年、一級河川では数年後となること。
  - (2) その時点での県の決定する処分価格で買い取ること。
  - (3) それまでの使用は別途手続きを要するものであること。

(廃川敷地の適正管理)

第5 所長は廃川告示後、遅滞なく建設省名義で表示・保存登記をするとともに、現地では、 杭・番線等により囲い廃川敷地の保全に努めるものとする。

(区域変更の処理及び所有権の制限解除)

- 第6 河川区域を告示している河川について廃川告示を行う際には、同時に河川区域の変更を 行えるよう準備するものとする。
- 2 旧川敷地が国有地でないものについては、前項の河川区域告示のない河川では、河川工事 終了後、河川区域告示のある河川では、河川区域の変更告示後、直ちに、土地所有者の所有 権に対する河川法制限が解除されることとなる。

# 廃川処理票

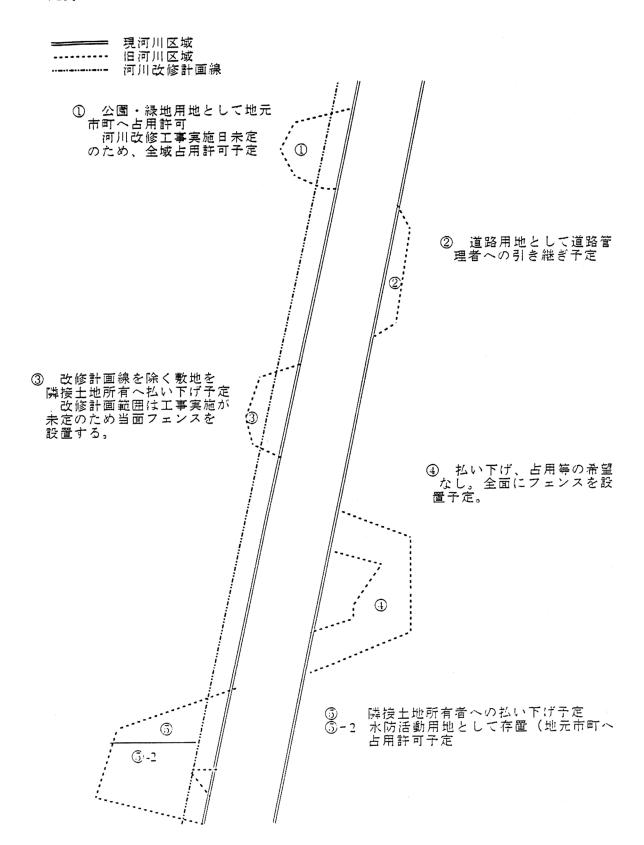
# 土木事務所

場	( )	ЛI <sub>2</sub>	k系	ЛП	ΝO			右岸
所								左岸
面積			$\mathrm{m}^2$	河川区域 告示日 図面番号	兵庫県 <sup>4</sup>	年 月 告示	日付 号 第	号図
工事	· 『名称、施工	年度(※20 €	条工事の場	合は承認書の	)写しを添付	†)		
	該当する番	:号を○で囲み	ケ、内容欄に	こ計画、相手	方を記入			
廃	1 河川法	: 92 条による	交換	左の内容				
川		:共利用						
敷の		用は国土交通	通省名義)					
処理		公共利用  用は国土交道	A 少 多 美 )					
理方		・等への売り打						
針		の制限解除						
Ħ	市町協議先		市町		課			
		-	方:	針	<b>户</b> 定	撞		
事	所 長			管理課長	用地課長	事業担当 課長	関係職員	起案者
7								
前	河川整伽	<b>前課送付</b> 令	和 年	月 日	第	号		
協	河川整備課長	主幹(業務調整担当)	治水係長	都市河川係長	防災係長	管理係長	関係職員	起案者
議							J	
本	河川敷備钾	収受 令和	年 月	日河第	号 事	務所送付	令和 年	月 日
	刊月金加林	· · · · · ·		1		ı	1	1
協	所 長			管理課長	用地課長	事業担当	関係職員	起案者
協議				管理課長	用地課長	事業担当課長	関係職員	起案者

略図(箇所ご	略図 (箇所ごとに概略が分かるように作成、処理方針を明記)									
※交換の場合	、新河川	敷地(受	支地) も	分かる	ように記載の	こと				
廃川敷地が生	じた原因	、経緯等	Š F							
河										
Л										
整										
備										
課										
指										
示										
事項										
廃川告示	令和	年	 月 E	第	号 (進達)	令和	年	月	日兵庫県告示第	号

# 廃川処理計画 (案)

# <凡例>



(依頼文書案)

# ※1 廃川処理票どおりの処理を行う場合

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

県土整備部土木局河川整備課長 様

県民局長 (○ 土木事務所)

## 廃川処理の報告及び廃川告示の依頼について

○ ○郡○ ○町○ ○字○ ○地先の 級河川○○川の廃川敷地に関しては、<del>令和</del> 年月 日付の廃川処理票で協議したとおり処理が可能になりましたので報告します。ついては、 廃川告示したいので、告示手続きをお願いします。

# ※2 廃川処理票とは異なる処理を行う場合

第 号令和 年 月 日

県土整備部土木局河川整備課長 様

○ 県民局長(○○土木事務所)

# 廃川処理の報告及び廃川告示の依頼について

○ ○郡○ ○町○ ○字○ ○地先の 級河川○○川の廃川敷地の<mark>令和</mark> 年 月 日付の廃川処理票協議による廃川処理方法に関しては、下記のとおり処理を変更することで処理が可能になりましたので報告します。ついては、廃川告示をしたいので、告示手続きをお願いします。

記

- 1 処理方針
- 2 変更理由
- 3 その他 (特記すべき理由がある場合に記載してください。)

# 9 廃川告示に必要となる図書等について(昭和41年1月5日付河川局治水課作成)

- (1) 廃川敷地の取り方
  - a 築堤工事等により、堤内地となった河川敷地の公用を廃止する場合には、原則として、堤防法尻から治水、利水上特に重要な区間の河川にあっては、5 m以上、その他にあっては3 m以上を河川敷地として存置するものとする。

#### (解説)

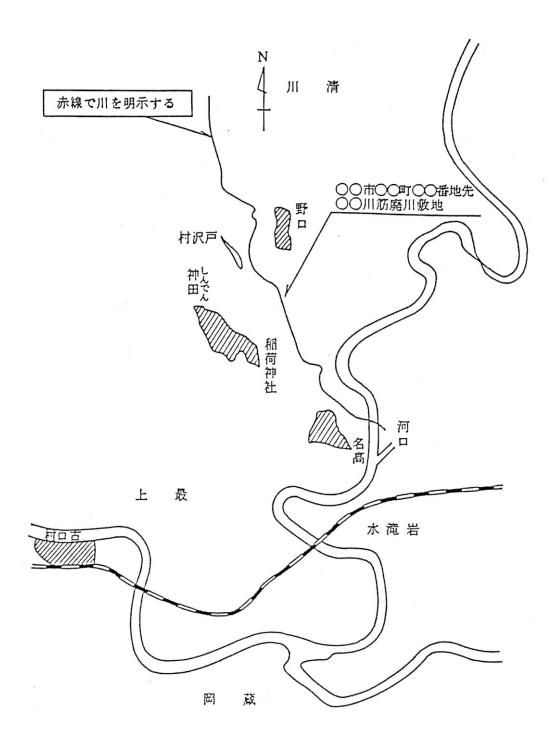
- ① 「治水上又は利水上特に重要な区間の河川、」とは、河川敷地占用許可準則第5条に対応するものであって、おおむね、直轄管理区間、直轄工事施行区間、又はこれらに準ずる区間を指すものとする。
- ② 次に例示するような特別の事由がある場合にはそれぞれ必要と認められる相当の幅を 河川敷地として存置するものとする。
  - イ. 捷水路工事にともなう旧川締切堤の堤内側旧川が、埋立てられていないときは、堤 防保全上必要と認められる幅を河川敷地として存置する。
  - ロ. 霞堤の場合は、堤内側に洪水を遊水させるために必要と認められる幅を河川敷地と して存置する。
  - ハ.漏水の多い堤防にあっては、将来における漏水防止工の施行、家屋建築の制限等を 考慮し、堤防保全上必要と認められる幅を河川敷地として存置する。
  - 二.近い将来において計画高水流量が改訂されることが予見される河川については、これにともなう河幅の拡大、堤防の拡築等に必要と認められる河川敷地を存置する。
- b aにより存置する河川敷地の管理の万全を期するため、新しい河川敷地の境界に境界 杭、鍬止工等を設けることとするが、趣旨の徹底をはかるため、当分の間公用廃止の申 請書類には必ず次の条件を付けることとする。

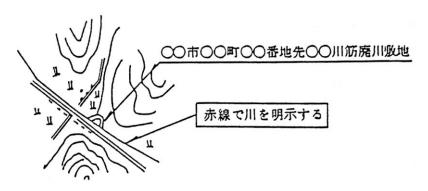
「境界杭等を設置して河川敷地との境界を明確にすること。」

- (2) 公示のために作成すべき図書
  - 1) 公示案
  - 2) 位置図
  - 3) 実測平面図
  - 4) 実測横断面図
  - 5) 面積計算書及び丈量図
  - 6) 新旧対照図その他参考となるべき事項を記載した図書
- (3) 図書の作成方法
  - 位置図

敷地周辺の地形、方位、道路、橋梁、その他主要な標識を記載した「5万分の1」(原則として)の図面に、当該物件の位置を赤丸印等で明示すること。

- イ) 河川名、所在地の地先名を記載し、矢印で指示する。
- 口) 当該地の上、下流も赤線で明示する。



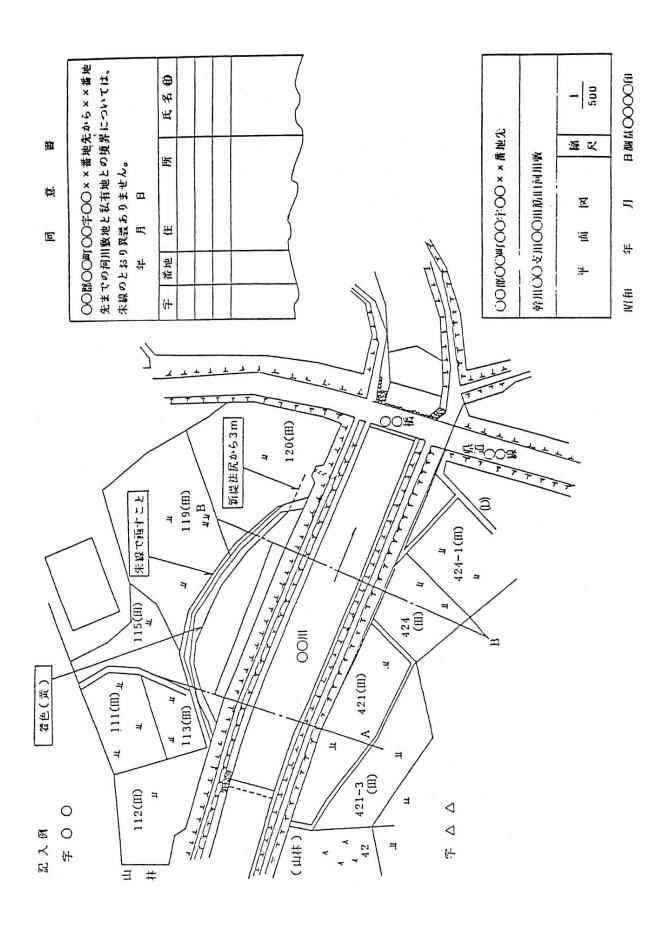


# ○ 実測平面図(境界同意付き)

- イ) 平面図は平板測量等実測により作成し単に廃川敷地等のみを記載せず、新川との 関係が判然とするように、周囲、対岸など、上下流一帯の附近の状況を充分は握で きるものとすること。
- ロ)縮尺は、 $\frac{1}{250}$ から $\frac{1}{500}$ までの間で、現況を表示するのに適当なものとする。
- ハ) 境界を明確にするために、朱線をもって、廃川部分を画し、その内部は黄色で着 色すること。

なお、境界杭の位置を明示すること。

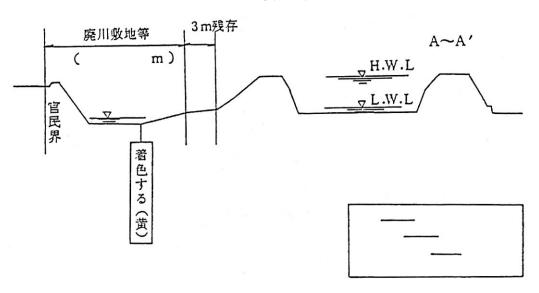
- 二)図上には、方位、河川の流れる方向及び周囲の地名(字・字界)、地番を記載する こと。
- 本)隣接土地所有者の境界同意書は、別紙とせず、平面図上の余白部分を利用して記 名押印する方法をとること。なお、境界同意書の住所、氏名が登記簿と相違するこ とのないよう注意する。
- へ) 平面図の右下隅には、所在地先(市町名、字名、地番)、縮尺、測量年月日及び作製者の資格(職)、氏名を記入押印すること。



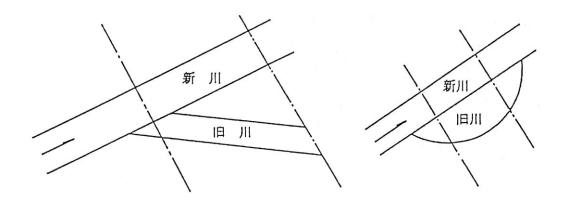
# 〇 横断面図

- イ) 横断測量は、新川の流心に対して垂直とし、その位置は、新旧河川の接合部分は 必ず作成することとし、その他は地形に応じ必要と認められる箇所についても作成 すること。
- ロ)新旧河川の状況がよくわかるように、新川についてはその対岸まで記入すること。
- ハ) 当該河川の計画高水位を記入し、廃川敷地等の部分を黄色で着色し明確にすること。
- 二)作成図面には、右下隅に所在地、縮尺、測量年月日及び作成者の資格(職)、氏名 を記入押印すること。

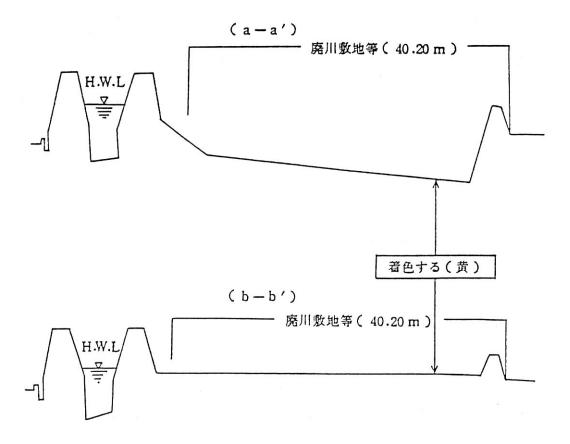
# 記入例 A



新川と旧川の接合箇所(取合部分)の横断測量をする例



# 横断面図 縮 尺 # = 1/100



# ○面積計算書及び丈量図(求積図)

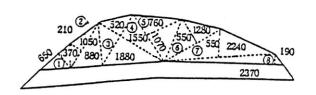
イ)縮尺は $\frac{1}{250}$ から $\frac{1}{500}$ までとし、三斜法による面積求積線及びその数値を記入した

図面に、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

- (1) 面積計算表
- (2) 検測者の資格 (職)、氏名印
- ロ) 求積計算は次に掲げるところによる。
  - (1) 登記可能な面積ごとに求積するものとする。この場合には、この(筆)ごとに番号を付けるものとする。
  - (2) 単位は、長さについては「メートル」とし、面積については「平方メートル」とする。
  - (3) 各(筆) ごとの面積について単位(平方メートル)以下の端数がある場合には、単位以下2位にとどめ、3位以下を切り捨てるものとする。

ただし、この面積中に求積上の単位(三斜法による三角形)が2以上ある場合には、それぞれの単位に係る面積(当該三角形の底辺と高さの積)を単位以下4位まで算出し、その総計について2除した後、単位以下2位にとどめるものとする。

記入例 A 求積図及び計算書



# 面積計算書

符号	計	N
$\Theta$	6.50 × 3.7	0 = 24.0500
2	10.50 × 2.1	0 = 22.0500
3	$18.80 \times 8.8$	0 = 165.4400
4	15.50 × 5.2	0 = 80.6000
(5)	$10.70 \times 7.6$	0 = 81.3200
6	12.80 × 5.5	0 = 70.4000
7	22.40 × 5.5	0 = 123.2000
8	$23.70 \times 1.9$	0 = 45.0300
	計	= 612.0900
	× 1/	$2 = 306.04 m^2$

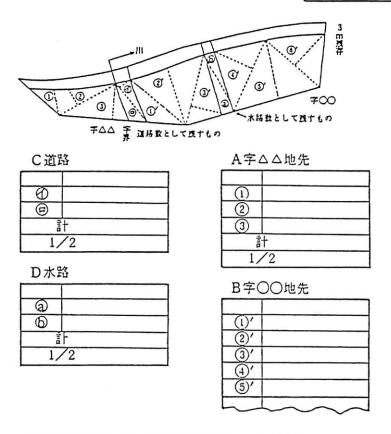
校测於算者 氏名印

 ○○郡○○町○○字○○××番地先

 幹川○○ 支川○○川筋旧河川敷

 丈 显 図 縮尺 1 500

記入例 B 求積図及び計算図



- (1) 字ごとに分けて求積をすること。

# ○ 字限図

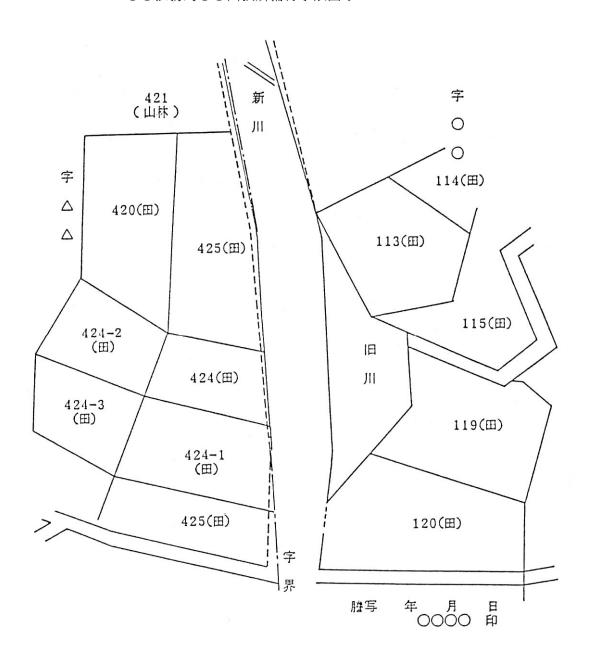
- イ)字限図は、法務局に備え付けのもの(不動産登記法(明治32.2.24「法24」)第 17条図面)を転写すること。なお分筆図がある場合は、あわせて添付する。
- ロ) 町名、字名及び地番、地目並びに当該字限図の所在する法務局名を記入し、新川 と旧川の状態がわかるように色分けして明示すること。

なお、字限図が数葉にわたる場合には平面図に付された地番と合致するようにつなぎ合わせること。又参考として各字限図も提出する。

- ハ)下部余白に、謄写年月日、作成者の資格(職)氏名を記入し押印すること。
  - ○○町○○字○○112~120 地先

字△△421~424の1地先

○○法務局○○出張所備付字限図写



# 〇 廃 川 調 書

- イ) 廃川敷地等の生じた年月日及び理由 ( 年災 号 工事)
- ロ) 将来の利用計画等
- ハ) 現在、廃川敷地等に占使用をさせている場合、あるいは不法占拠物件等があるものに ついては、その状況

以上のほか、公用廃止事務を進めるに際して、参考となるべきものとして

- (1) 現況写真(撮影地点を明示)
- (2) 登記簿謄本(写)[ただし、登記簿上の所有者の相続人が同意する場合は、相続関係を 証する書類]

などがあるので、調査のうえ添付すること。

作 成 部 数

公用廃止事務を進めるために売払いにかかるものは3部、交換にかかるものは2部(地区編 入承認を伴う場合は1部でよい。)作成して提出すること。

(占使用状況調書作成要領)

占 使 用 状 況 調 書

年 月 日現在

# ○○川廃川敷地

占使用者 氏 名	住所	使用目的 物 件	数 量	占 使 用 の 許可の期間	不法占拠の場 合はその始期	その他参考
				2 - 223119		不 法 占 拠 については その処置等

# 10 廃川敷地等の取扱いについて (昭和 43.8.19、建河政発第 85 号)

標記については、下記事項に留意のうえ廃川敷地等の処分を一層促進し、河川の管理の適正を期せたれたい。

- 1 河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)の規定に基づく河川区域内の土地 (以下「河川区域」という。)をいわゆる普通河川(以下「普通河川」という。)として存置 する場合
  - (1) 河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第49条の規定にいう「廃川敷地等」には、普通河川(地方公共団体が管理する河川、運河、溜池、用排水路、堤防等)の土地として存置する必要のある区域は含まれないものであるので令第49条の規定による廃川敷地等が生じた旨の公示には、これらの土地の区域を除いて行うものとする。
  - (2) 法の規定に基づく河川区域の変更又は廃止の公示は、普通河川となる土地の区域も含めて行うものとする。
- 2 廃川敷地等の公示について建設省河川局長の承認を受けるときに提出する図書は、次によ り作成するものとする。
  - (1) 公示案 廃川敷地等の公示案は、別紙様式第1によること。
  - (2) 位置図 縮尺は、原則として50,000分の1とし当該廃川敷地等の位置図を赤線で囲み、その上下流で赤線で着色すること。
  - (3) 実測平面図及び実測横断面図 実測平面図は、附近一帯の現況が十分把握できるようなものとし、廃川敷地等の区域を赤着色すること等により明確にすること。実測横断面図は、計画高水位を記入し、廃川敷地等の区域については、実測平面図の作成方法と同様にしてその区域を明確にすること。なお、横断測量は流心対して垂直に行うものとし、新川と旧川と接する部分は必ず作成すること。
  - (4) 面積計算書及び丈量図 面積は、平方メートルを単位とし、三斜法により積算して算出し、1平方メートル100分の1未満の端数は切捨てること。丈量図は、実測平面図と同一の図面とすること。
  - (5) 新旧対照図その他の参考となるべき事項を記載した図書
    - イ 不動産登記法 (明治 32 年法律第 24 号) 第 17 条に規定する地図の写しに新川と旧川 の概略を記入したものとすること。
    - 口 流量計算書
    - ハ 廃川敷地等の処分方法、利用計画
    - ニ 河川区域の変更又は廃止を必要とするものについては、別紙様式第2及び同様式第2 の2による。
    - ホ 廃川敷地等の公示を行なう部分に係る河川及び法第6条第1項第3号の河川区域の指 定年月日

## 別紙様式第1

# ○○○公示第 号

河川区域の廃止(変更)により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 49 条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、○○○及び○○○に備え置いて縦覧に供する。

令和 年 月 日

0000	$\bigcirc$	$\bigcirc$	
	$\cup$	$\cup$	$\subset$

- 1 河川の名称 ○○川水系○○川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和 年 月 日
- 3 廃川敷地等の位置 ○○県○○郡○○村○○○番地先から

同 県同 郡同 村同字〇〇番地の〇〇地先まで

- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 (河川管理施設を含む。) ○○○平方メートル
- 5 河川法施施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に〇〇〇に下付の申請をしなければならない。

# (備 考)

- 1 廃川敷地等が生じた年月日、公示年月日とする。
- 2 図面の縦覧場所は、地方建設局(北海道開発局)とその事務所又は各都道府県庁とその事務所とすること。
- 3 5の教示は、当該廃川敷地等となる区域が河川法(明治29年法律第71号)第2条に基づき河川区域の認定のなされたもののみとすること。

#### 別紙様式第2

# ○○告示第 号

○○川水系に係る指定区間(外)の一般河川について令和○○年○○月○○日付けで告示された○○告示第○○号を次のように改める。

関係図面のうち、第○号図を次のように改める。

その関係図面は、○○○及び○○に備え置いて縦覧に供する。

#### 令和○○年○○月○○日

0000 0 0 0

#### (図面省略)

#### (備 考)

図面の縦覧場所は、地方建設局(北海道開発局)とその事務所又は各都道府県庁とその事 務所とすること。

# 11 参 考

## 覚 書

兵庫県〇〇県民局長(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、兵庫県が施行する〇〇川〇〇〇〇工事によって生じる廃川敷地と新たに河川敷地となる土地とを河川法第92条の規定に基づき交換することについて、次の条項により覚書を交換する。

第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実にこの覚書を履行しなければならない。

第2条 交換する物件は、別記1及び別記2のとおりとする。

- 2 交換する物件は等価とし、別記1の土地の面積に増減を生じた場合は、その面積比率により、別記2に記載する土地の面積を変更するものとする。
- 第3条 交換は、甲が別記1の物件について、河川法施行令第49条の規定による廃川敷地等 の告示がなされた日以降において、別途甲・乙が交換契約を締結して行うものとする。
- 2 甲は、交換時までに別記1の土地を盛土し、○○にして乙に引渡しをするものとする。
- 第4条 乙は、別記2の物件に所有権以外の権利が存するときは、この覚書締結後、直ちに消滅させるものとする。
- 第5条 甲は、別記2の物件を○○川河川敷地としてこの覚書締結の日から無償で使用することができるものとする。
- 第6条 この覚書に疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲・乙協 議して定めるものとする。

上記覚書確認の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する ものとする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県〇〇県民局長

Z 0 0 0 0

# 別記1 (甲が交換に供する物件)

土 地 の 所 在	地番	地目	地 積(m²)	摘要

# 別記2 (乙が交換に供する物件)

土 地 の 所 在	地番	地目	地 積(m²)	摘要

兵庫県〇〇県民局長(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、兵庫県が施行する〇〇川〇〇〇〇工事によって生じる廃川敷地と新たに河川敷地となる土地とを河川法第92条の規定により交換することを目的として、次の条項によりこの契約を締結する。

- 第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 第2条 甲は、国の所有に係る別記1の土地の所有権を乙に移転する。
- 2 乙は、国の所有に係る前項に掲げる土地と交換するため、その所有に係る別記2の土地に 所有権以外の権利が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、その土地の 所有権を国に移転するものとする。
- 第3条 交換する土地の価額は、等価とする。
- 第4条 乙はこの契約締結後、別記2の土地を第三者に譲渡し、又はこの土地について所有権 以外の権利を設定し、工作物を設置し、若しくは甲の同意なくして形質を変更しないものと する。
- 第5条 交換する土地の引渡しの時期は、河川法施行令第49条の規定による廃川敷地等の公 示の日後、甲の所有権移転登記嘱託による所有権移転が完了した日とする。
- 2 乙は、前項に定める所有権移転登記に必要な関係書類をこの契約締結後すみやかに甲に提出するものとする。
- 3 別記1の土地の所有権移転登記に必要な費用は、乙の負担とする。
- 第6条 甲及び乙は引渡すべき土地について、相互に無瑕疵、無負担の円滑な所有権の移転を 行うものとする。
- 第7条 甲及び乙はこの土地の面積が別記1及び別記2に記載する面積と相違することを後日発見しても、そのために交換差金又は損害賠償を請求し、若しくはこの契約を解除できないものとする。
- 第8条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協 議して定めるものとする。

この契約締結の証として、この契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ1通 を保有する。

# 令和 年 月 日

甲 兵庫県○○県民局長

Z 0 0 0 0

# 別記1 (甲が交換に供する物件)

土 地 の 所 在	地番	地目	地 積(m²)	摘要

# 別記2 (乙が交換に供する物件)

土 地 の 所 在	地番	地目	地 積(m²)	摘要